

京都市告示第 43 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、財団法人京都市都市緑化協会を京都市公金収納受託者とし、京都市梅小路公園（指定管理区域外）の使用料の徴収及び収納事務を委託します。

平成23年4月1日

京都市長 門川 大作  
(南部みどり管理事務所)